

障害者自立支援医療制度について

「重度かつ継続（高額治療継続）」の対象範囲

○疾病、症状等から対象となる者

【更生医療】

腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者

【精神通院医療】

1.統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）の者

2.精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

○疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
医療保険の多数該当の者

*当院でのご相談やお問い合わせは、

[地域医療連携室 医療ソーシャルワーカー](#)

でお受けしております。

病 院 名：独立行政法人 国立病院機構 北海道医療センター

住 所：札幌市西区山の手5条7丁目1-1

相談時間：月曜日～金曜日 9時～17時

電 話：011-611-8111(病院代表)

内線(1000・1121・1122・1119まで)

＜更生医療 対象者＞

疾病、事故、災害等による身体的損傷に対して一般医療がなされ、すでに治癒（欠損治癒や変形治癒等の不完全治癒）した身体障害者手帳を有する18歳以上の者の医療費の一部を給付します。

＜対象となる障がい＞

1. 視覚障がいによるもの
 2. 聴覚、平衡機能の障がいによるもの
 3. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいによるもの
 4. 肢体不自由によるもの
 5. 心臓、腎臓、小腸又は肝臓の機能の障がいによるもの（注1）
 6. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいによるもの（注1）
- 注1：日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。

＜給付の範囲＞

- 原則、事前申請となります。
 - 身体障害者手帳を有すること。
- *手帳交付日前の医療については給付対象外になります。
- 給付の対象医療であっても、受給者証に記載されている以外の医療機関等で受診、調剤等を受けた場合は給付の対象外になります。
 - 原則として、保険優先、他法優先です。



《精神通院医療 対象者》

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方が対象となります。

《給付の範囲》

- ・通院して行われる精神医療についてであり、入院して行われる医療や精神疾患と関係のない医療については給付の対象外になります。
- ・給付の対象医療であっても、受給者証に記載されている以外の医療機関等で受診、調剤等を受けた場合は給付の対象外になります。

《更生医療・精神通院医療 必要書類》

- ・自立支援医療費（更生・精神各種）支給認定申請書
- ・自立支援医療（更生・精神各種）用診断書
- ・身体障害者手帳（更生医療のみ）
- ・市町村民税課税額が分かる書類（課税証明書等）
- ・受診者の収入が分かる書類（市町村民税非課税の場合）
- ・「世帯」の健康保険証（写し）

※国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の場合は世帯全員、その他の健康保険加入者の場合は受診者と被保険者本人の書類が必要です。

《更生医療・精神通院医療 申請窓口》

- ・各区役所の保健福祉課になります。

《更生医療・精神通院医療 利用者負担について》

原則は定率1割負担ですが、加入医療保険の自己負担限度額が上限になります。なお、所得の低い方や継続的に相当額の医療費負担が発生する（「重度かつ継続（高額治療継続）」）方には、さらに低い負担上限額が設定されます。

所得区分	所得区分の内容	負担上限月額
生活保護	生活保護を受給している世帯	負担はなし
低所得1	市町村民税非課税世帯で、障害者本人（保護者）の収入が年間80万円以下の方	2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯で、低所得1以外の方	5,000円
市町村民税課税世帯	市町村民税課税世帯	医療保険の負担限度額

市町村民税課税世帯の方でも「**重度かつ継続（高額治療継続）**」に該当する方は、別の負担上限額が設けられます。

所得区分の内容	負担上限月額
市町村民税(所得割)額が3万3千円未満の方	5,000円
市町村民税(所得割)額が3万3千円以上23万5千円未満の方	10,000円
市町村民税(所得割)額が23万5千円以上の方※	20,000円

※平成30年3月31日までの経過的特例です。